

宇部市告示第 1 9 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 第 1 項及び第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業所を、次のように指定する。

令和 8 年 9 月 1 日

宇部市長 篠 崎 圭 二

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称及び所在地

社会福祉法人 むべの里光栄  
理事長 隅 田 典 代  
宇部市川添一丁目 2 番 5 号

- 2 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称及び所在地

グループホーム厚南  
宇部市黒石北四丁目 5 番 3 9 号

- 3 指定の年月日 令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 1 日

- 4 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護

- 5 介護保険事業所番号 3 5 7 0 2 0 0 6 2 0